

季刊

労働おきなわ

2010 Spring

No.109



沖縄県観光商工部雇用労政課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

労働おきなわ

2010 Spring No.109

◆ Relay Essay

- 沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会会長 與座 初美 1
- ◆ 平成 21 年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況 2
- ◆ ファミリーサポートセンター研修会及び新春交流会 3
- 勤労青少年ビジネス交流会が開催されました 4
- 沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業をご紹介します 5
- 沖縄型ジョブシャドウイング 6
- ◆ INFORMATION
- ・改正労働基準法のポイント 7
- ・「沖縄県緊急ジョブトレーニング事業」協力事業所及び訓練生募集 8
- ・テレビ番組:「クイズで de グッジョブ!」～動画配信のお知らせ～ 8
- ・核世代再チャレンジ雇用支援事業 9
- ・子育てママの就職支援講座 9
- ・平成 22 年度前期技能検定受検案内 10
- ・「平成 22 年度前期技能五輪沖縄県予選大会」～参加希望選手募集～ 11
- ・職場適応訓練のご案内 12
- ・沖縄県求職者総合支援センター 13
- ◆ 労働相談～退職手当について～ 14
- ◆ 労働委員会だより～争議行為の予告通知～ 15
- ◆ 沖縄県労働経済指標 16



◀表紙の写真

金武町伊芸では、米の収穫を終えた耕作地に、休耕の間、コスモスを植えています。ピンク色のコスモス畑は行く人の心を和ませてくれます。

(伊波 行之介 撮影)



「子どもの貧困」から考える就労教育制度

沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会
会長 與座 初美

生後 2 ヶ月の子を抱えた若い母親から「働かないと生活出来ないで子どもを預かって」というサポート依頼や障害児を育てるシングルマザーが「夏休みの度に預け先がなくて仕事を辞めている」、シングルファザーが「残業が出来ない、子どもの病気時休んだので仕事が続けられない」等相談が寄せられる。また、生計維持のために必死で働く親は、子どもに向きあってやれない苦悩を語る。失業者やワーキングプア、仕事と家庭生活との調和を図りたい者等が悲鳴を上げている現状で、働く喜びが実感できる社会を如何に創り出すかという課題がある。

仕事と家庭生活両立支援の仕組みの一つにファミリーサポートセンター事業がある。地域の人々を担い手に、循環する子育て支援の輪が広がっている。かつて家族や地域で担ってきた育児や介護を有償の相互援助活動として組織化したもの。既存保育施設の間隙を埋めるための市町村の事業(委託可)である。活動内容は、保育園開閉時の送迎を含む一時預かりが最も多く、病気時(回復期)や休日、夜間預かり、求職活動支援等もあり沖縄の家族支援システムの要になっている。センター事業の中で「子どもの貧困」と「家族支援」の必要性が見えてきた。2歳の子を夜一人寝かせて就業する母親、小学校低学年姉に3ヶ月の乳児を任せて外出する親、1歳、3歳、4歳弟妹の母親代わりをしていた不登校中学生がいる等の実態が見えた。家族の苦難に寄り添い、専門機関等との連携協力のもと子ども虐待未然防止の役割を果たしている事に気づいた。児童労働ネットワークで貧しい国の児童労働の実情に触れ、搾取した労働による製品を先進国が使っている現実も知った。外国の経済的貧困による人権侵害はよく見えるが、足元にある「心まで蝕んでいる危機的状況」の経済格差による貧困は見過ごされている。

そこで、幼少期から就労教育プロジェクト(イキルための教育)を教育制度に組み入れることで、自立・自律する尊厳ある人間像を目指す。若者に希望格差が生じない教育体制確立が貧困打開の取り組みの有効策と考える。今、出来る事は、社会のニーズと個人選択のマッチングが機能する仕組みではないか。社会的自立の困難を抱えた難民状態の人々へ目を向けることである。それから、就労支援ソーシャルワーカーという専門職育成が喫緊の課題となる。教育により、「働くこと」への価値観の転換を図るとともに、公私連携の協働体制構築で明日の共生社会実現の扉を拓きたい。

育児家庭には、保育園数増加と保育の質の確保が重要である。就職していないと入園できないが、求職や再就職のためには入園していないと動けないという矛盾があり、「保育に欠ける」という定義の見直しが求められる。よって社会全体で子どもを育てる意識啓発が大事な視点となる。また、育児に加えて介護支援や就労支援も含む沖縄版ファミリーサポート事業の新たな仕組みの構築や「責任は重く身分が軽い」働き方をしているアドバイザーの存在から、正規、非正規という労働形態のありかたや社会保障の適用がない働き方を強いる背景にあるものを知りたい。

「足元を掘れ、そこに泉あり」という言葉に倣いたい。小さな実践から始まった沖縄県のファミリーサポート事業に付加価値をつけて新しい社会事業として発信したいという夢がある。沖縄の多様性を受け入れる力と独自の文化的背景に加えて人のもつ温かなパワーを発揮することで可能性が広がることに気づいた。私の仕事は、貧しい人々のため、弱い人々のため、希望を失いかけた人々のために、ひとすじの灯りとなるような実践をすることである。人間の良心を信じて前進したい。

平成21年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況

平均妥結額 474,843円 平均要求額 616,277円

◇県雇用労政課では、県内の平成21年中小・中堅企業年末一時金要求・妥結状況調査の結果をまとめた。この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業177社を対象に、平成21年12月31日時点での要求・妥結状況を集計したものである。

◇今回の調査では、133社から回答が得られ、要求・交渉のあった114社のうち、妥結に至った企業も114社で、妥結率は100%となっている。

◇平均妥結額は474,843円で、平均要求額は616,277円となっている。

ベース平均賃金246,325円に対し、年末一時金妥結額は1.93月分となっている。

これを前年と比較すると、要求額で20,417円増、妥結額では836円減となっている。

なお、前年の妥結額が分かり、かつ本年の妥結額も把握できた企業の比較で見ると、前年の妥結額490,352円に対し、本年は473,549円で、金額で16,803円、率で3.4%の減少となった。

◇産業別妥結状況を見ると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(778,606円)」、「石油・石炭製品製造業(727,383円)」、「教育、学習支援業、医療、福祉(645,170円)」などの順となっている。

逆に低い産業は「宿泊業、飲食サービス業(232,782円)」、「建設業(288,520円)」、「金属製品製造業(338,900円)」などの順となっている。

平成21年年末一時金要求・妥結状況(企業規模1,000人未満)

(平成21年12月31日現在)

事業区分	集計対象全企業の妥結状況				前年妥結額把握企業の妥結状況		
	集計対象全企業数 社	ベース平均賃金 円	妥結額 円	要求額 円	左のうち前年も妥結した企業数 社	本年の妥結額 円	前年の妥結額 円
全産業計	114	246,325	474,843	616,277	113	473,549	490,352
製造業計	28	235,895	522,027	631,669	28	522,027	524,681
食料品・たばこ	19	235,584	544,442	656,289	19	544,442	554,771
化学	3	226,701	469,658	546,671	3	469,658	465,642
石油・石炭製品	2	332,471	727,383	795,718	2	727,383	744,123
窯業・土石製品	1	×	×	×	1	×	×
鉄鋼	1	×	×	×	1	×	×
金属製品	2	192,984	338,900	424,070	2	338,900	255,000
建設業	7	226,231	288,520	402,639	7	288,520	344,185
電気・ガス・熱供給・水道業	6	240,743	584,645	650,931	6	584,645	586,145
情報通信業	10	335,930	778,606	959,743	10	778,606	814,269
運輸業、郵便業	27	239,160	347,569	606,357	27	347,569	347,807
卸売・小売業	18	220,415	446,483	519,903	18	446,483	475,610
金融・保険業、不動産業	6	266,896	606,534	631,633	6	606,534	592,787
宿泊業、飲食サービス業	5	224,633	232,782	338,616	5	232,782	309,471
教育、学習支援業、医療、福祉	4	288,038	645,170	779,197	3	653,227	700,047
複合サービス業、サービス業	3	262,374	465,635	639,264	3	465,635	497,944

1、数値は単純平均である。

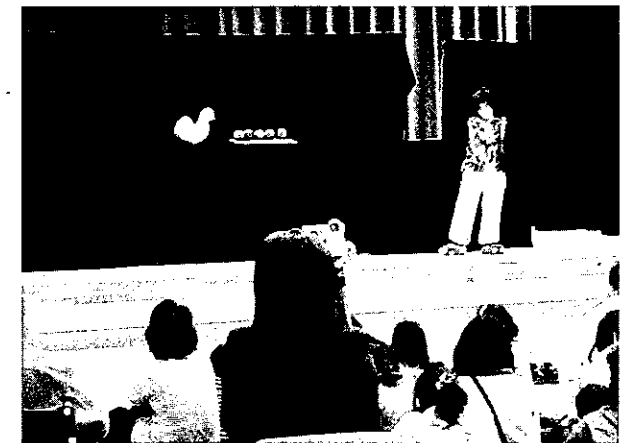
2、×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

ファミリーサポートセンター研修会及び新春交流会

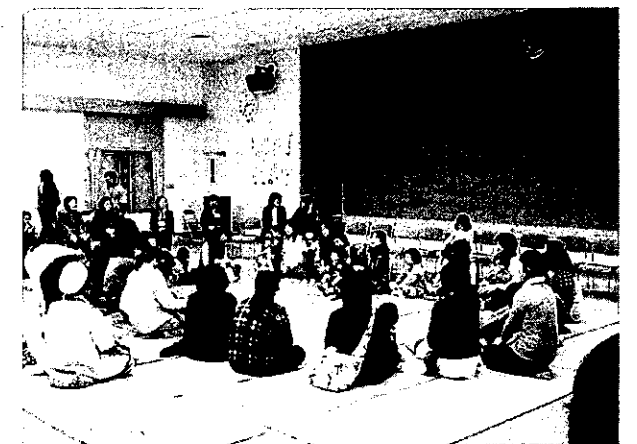
去る年1月17日にうるま市健康福祉センターうるみんにおいて県及びファミリーサポートセンター連絡協議会主催の「ファミリーサポートセンター研修会及び新春交流会」を開催しました。開会に先立ちうるま天龍太鼓の皆様による演舞が披露され、開会式ではうるま市長及び主催者より挨拶がありました。研修会では、金武育子先生を講師にお迎えし、「ありがとうからはじまる子育ての輪」と題してご講演を頂き、続いて、沖縄大学人文学部教授上地武昭先生、依頼会員の平

はなく「いつもありがとう」という感謝の気持ちを伝えて欲しいと述べられました。

午後の交流会では、結の会による「人形劇」、



あまわりによる「ダンス」、NPO法人うていーらみやによる「わらべうた・昔遊びで子育て支援」などたくさんのアトラクションが披露され、親と子がふれあう楽しい時間となりました。また、会員同士でお話をするのもでき、ママ友の輪も広がりました。



山悦子さん、提供会員の照屋ナツ子さん、沖縄大学大学院生の松野市子さんをパネリストに、那覇市アドバイザーの伊志嶺順子さんをコーディネータにお迎えしパネルディスカッションを行いました。金武育子先生は講演の中で、「ありがとう」という言葉は他人を思いやる気持ちの表れであり、「ありがとう」と言われた人は自分を尊敬できるようになるため、お子さんに対しても、「ごめんね」で

沖縄県内のファミリー・サポート・センター

- うるま市ファミリー・サポート・センター TEL:098-972-6229
- 那覇市ファミリー・サポート・センター TEL:098-857-8991
- 浦添市ファミリー・サポート・センター TEL:098-870-0073
- 沖縄市ファミリー・サポート・センター TEL:098-933-1234
- 宜野湾市ファミリー・サポート・センター TEL:098-893-4411
- 豊見城市ファミリー・サポート・センター TEL:098-840-5633

- 名護市ファミリー・サポート・センター TEL:0980-53-3926
- 宮古島市ファミリー・サポート・センター TEL:0980-73-5245
- 北谷・嘉手納・北中城ファミリー・サポート・センター TEL:098-894-2988
- 糸満市ファミリー・サポート・センター TEL:098-992-4228
- 南風原町ファミリー・サポート・センター TEL:098-889-3213

勤労青少年ビジネス交流会が開催されました

勤労青少年ビジネス交流会は、勤労青少年が交流と情報交換をとおして広い視野を身につけ、お互いに協力連携することでよりよい職場をつくり、キャリアアップを図ることを目的に毎年開催されています。今回は「目からウロコのコミュニケーション術」と題して、話し方教室セルフコンフィデンス沖縄の吉田文子さんを講師にお迎えし、去る1月21日に開催されました。

コミュニケーションにおける他者とのズレについて、「私たちは、これまでの経験や知識というフィルターを通して物事を解釈しているため、受け止め方が異なり、その解釈の違いから起きる」とし、その解決方法は「多面的に物事を見て、どのような解釈があるのか想像し、よりよい解釈を選択して行動すること」と話されました。また、自分の中の解釈を増やすためには語彙が必要で、本を読むことで語彙を増やすことができるそうです。

『話し方教室セルフコンフィデンス』では、コミュニケーション能力とはスキル（技術）であり、スキルはトレーニングすれば身につくものだと考えているそうです。

三つのコミュニケーションスキルについて解説され、その中の“自分の思いや考えを的確に相手に伝えるスキル”である、論理的な話し方をするための五段階情報整理法を活用



して、“私の好きなこと”をテーマにしたスピーチの原稿を作成し発表するなど実践をまじえた内容でした。

また、「積極的に他者と関わると必ずといっていいほど傷つく出来事がある。人間関係は思い通りにならないものなので、傷ついてもいい、失敗してもいい、相手に嫌われても構わないと考えて、今の自分を受け入れて自信を持ち、積極的に他者と関わることでコミュニケーションスキルは身についていく」と締めくくられました。



参加者の声・感想

- ・一方通行のセミナーではなく、ワークショップ、ロールプレイを通して、どんどんスキルアップする様が体感できた。
- ・論理的に話をまとめる手法（5W2H）が非常に参考になりました。
- ・「今の自分を否定しないで褒める」「コミュニケーションスキルは鍛えれば伸びる」この2点が本当に印象に残りました。完璧な自分を求めようとせず、苦手を克服していきたいと思えました。
- ・人は自分の理想と現在の自分を比べて自信がなくなったりすることを知り、なるほど！と思いました。まさに私はそれで緊張することが多いです。

沖縄県ワークライフバランス認証企業をご紹介します

県では、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）について企業独自の取り組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として、平成19年10月に「沖縄県ワークライフバランス企業認証制度」をスタートさせました。

ワークライフバランス企業として認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”プラスαの取り組みが求められます。平成21年度に認証された企業と、それぞれの取り組みの一部をご紹介します。

第13号 株式会社 リウボウインダストリー

代表取締役 伊志嶺 剛

所在地 那覇市久茂地1-1-1

取り組み内容

- ・女性社員の育児休業取得率が100%
- ・出産や育児等の正当な理由で退職した者に対する再雇用制度

第14号 東亜運輸 株式会社

代表取締役社長 喜納 憲利

所在地 那覇市港町3-7-50

取り組み内容

- ・休業終了後は原則として休業直前の部署及び職務に復帰
- ・ボランティア休職制度がある（陸上社員のみ）

第15号 沖縄ロジテム 株式会社

代表取締役 宮城 強

所在地 那覇市港町2-16-10

取り組み内容

- ・年休の時間単位での取得が可能
- ・休業後の職場復帰の為の教育訓練実施

第16号 オリックス・コールセンター 株式会社

取締役社長 片平 聡

所在地 那覇市壺川3-2-6

取り組み内容

- ・女性の育児休業取得率100%
- ・「短時間勤務制度」の対象児童を小学校の始期までとする
- ・年に1回「ファミリーオープンハウスデー（子ども参観日）」を実施

申請書の提出・問い合わせは 沖縄県観光商工部雇用労政課（TEL866-2366）まで

▼要綱・様式のダウンロードは下記 URL からできます
「沖縄県トップ」>「産業・仕事」>「雇用・労働」>「沖縄県ワークライフバランス企業認証制度」
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=156&id=14934&page=1>

沖縄型 ジョブシャドウイング



★平成 21 年度沖縄型ジョブシャドウイングモデル事業実施状況★

「みんなでグッジョブ運動(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)」の一環としてスタートした「沖縄型ジョブシャドウイングモデル事業」は、今年度も県内各地で小中高合わせて計7校で実施しました。

特に今回は、高校2校による合同ジョブシャドウイングの実施や、地域の行政・教育機関・経済団体などが協力的体制を構築して進める地域主導型モデル事業など、国内でも先進的な取り組みを展開いたしました。

今後もこのモデル事業の普及浸透を図ることで、各地域において産学官や世代の垣根を越えて、「働くことの大切さ」をともに考えていく社会的な気運醸成に取り組んで行く予定です。

★ジョブシャドウイングとは何か?

アメリカ発祥の職業教育の一種で、働く大人(ジョブ)に影(シャドウ)のように寄り添ってじっくり「観察」することで、児童生徒らに「働くことの大切さ」を自主的に考えてもらうきっかけ作りを提供するものです。

特に沖縄県では、地域特性に応じた様々なアプローチを実践していくことで、「沖縄型モデル」を確立し、「みんなでグッジョブ運動」の啓発浸透の一翼を担うものとして位置づけています。

★ジョブシャドウイングの利点とは?

◆ジョブシャドウイングそのものは半日程度で終了するので、受入企業側にとって比較的負担の少ない職業教育だと評価されています。

◆「観察」に徹することで、幅広い職種や職階に対応でき、職業選択の視野を広げられます。

◆発達段階に応じたカリキュラム設定が可能で、他の職業教育との相乗効果等が期待できます。

◆地域一体となって取り組むことを通して、新たな地域連携の機運を生むきっかけになります。



普段は見ることでできない職場を観察できて興味津々! (真和志中)

ジョブシャドウ実施中



働くを感じよう!



お仕事だけでなく社会マナーも学ぶことができます。(垣花小)



「じっくり観察できたね」と修了証をいただきました!(平良第一小)



「大人の背中」を見て、改めて考えさせられます。(嘉手納高校・真和志高校)

★お問い合わせ先★
沖縄県産業政策課(雇用創出戦略スタッフ室) 電話:098-866-2324 URL:<http://www.goodjob-okinawa.info/>

改正労働基準法のポイント

はじめに

労働時間の現状を見ると、週60時間以上労働する労働者の割合は全体で10.0%、特に30歳代の子育て世代の男性のうち週60時間以上労働する労働者の割合は20.0%となっており、長時間にわたり労働する労働者の割合が高くなっています。
(総務省「労働力調査」平成20年)

こうした働き方に対し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう労働環境を整備することが重要な課題となっています。

このため、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和がとれた社会を実現することを目的とした改正労働基準法が成立しました。

改正の趣旨・内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けた積極的な取組をお願いします。

主な改正内容

Ⅰ 「時間外労働の限度に関する基準」の見直し関係

・「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、労使当事者は限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を上げるよう努めること等とされます

Ⅱ 法定割増賃金率の引上げ

- ・月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません
- ・引上げ分の割増賃金の代わりに有給の休暇を付与する制度(代替休暇)を設けることができます
- ・中小企業には当分の間適用が猶予されます

Ⅲ 時間単位年休

- ・労使協定により年次有給休暇を時間単位で付与できるようになります

◀ 施行期日 平成22年4月1日 ▶

ひと・くらし・みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

沖縄労働局のホームページもご覧ください。 <http://okirodo.go.jp/>

『沖縄県緊急ジョブトレーニング事業』(沖縄県委託事業) 協力事業所及び訓練生募集!

ジョブトレーニングとは?

雇止め等で失業した求職者を対象に、事業所の作業環境に適應させることを目的として、協力事業所において行う短期間(最長3ヶ月)の職場訓練です

【協力事業所の対象要件】

- ①訓練を行う為の設備に余裕があること
- ②訓練指導員として適当な従業員がいること
- ③県内の事業所において訓練を行うこと
- ④作業内容が訓練生に適していること ほか



【訓練委託料】(訓練生1人あたり)

1,000円×訓練日数(1ヶ月21日を限度) ※訓練修了後にまとめて協力事業所へ支給します。

【訓練生の対象要件】

現在、雇用保険の給付を受けていない県内在住の方で、次のいずれかに該当すること

- ①雇止め等で失業した方
- ②30歳以上44歳以下で、未経験職種又は業務の訓練を希望する方

【訓練手当】(訓練生1人あたり)

6,000円×訓練日数(1ヶ月21日を限度) ※月単位で翌月の10日に訓練生へ支給します。

お問い合わせ先

(財)雇用開発推進機構(エンパクト)

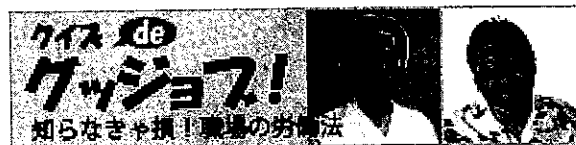
TEL: 098-859-6140 FAX: 098-859-6220

URL: <http://www.empact.or.jp> (概要・申込書をダウンロードできます)

テレビ番組『クイズdeグッジョブ!』 ～動画配信のお知らせ～

知らなきゃ損! 職場の労働法

社長も社員も労働法を知って、明るい職場環境を!



去る1月に放映された、労働法に関するテレビ番組を、県雇用労政課のホームページにて動画配信しています。職場で起こりうる様々な問題をクイズ形式でわかりやすく解説していますので、ぜひご覧ください。

県雇用労政課ホームページアドレス

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>



また、様々な就職支援の中から『職業訓練』にスポットを当ててご紹介する番組も動画配信しております。合わせてご覧ください。

核世代再チャレンジ雇用支援事業

事業主の皆さん、まだ間に合います! 活用しませんか~!

受付中

★★核世代再チャレンジ雇用奨励金★★

この事業は、ハローワークが紹介する40歳以上44歳以下(「核世代」)の求職者を事業主が短期間(原則3か月)試行的に雇用(「再チャレンジ雇用」)し、その間に、事業主と対象労働者とで、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行を支援する制度です。

例えば...○試験や履歴書、面接だけで判断しても不安

○業務の遂行能力はあるのか?

○就業規則等は守れるのか?

奨励金の支給

対象労働者1人につき月額5万円×最大3か月分

(予算に限りがありますので、実施出来ない場合がございます。ご了承下さい。)

【お問い合わせ先】(財)雇用開発推進機構 TEL: 098-859-6140 FAX: 098-859-6220

URL: <http://www.empact.or.jp/empact.home.nsf>

子育てママの就業支援プログラム事業

沖縄県では、就職を希望するものの就業やスキルアップの機会に恵まれない子育て中の女性等を対象に、研修を実施します。基礎的なスキルを習得し、コールセンター等への就職を目指します!

★子育てママの就職支援講座

対象者: 就職を希望する子育て中の女性等

内容: パソコン基礎、コミュニケーションスキル、ビジネスマナー、企業見学等

期間: 平日の23日間

場所: 那覇市西3-14-6

(財)雇用開発推進機構 エンパクト研修センター

♪受講無料♪ ♪同施設内に託児所あり♪

※平成22年5月から平成23年2月までの間に同講座を5回開催いたします!

※日程等の詳しい内容は下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】(財)雇用開発推進機構 TEL: 098-859-6140 FAX: 098-859-6220

URL: <http://www.empact.or.jp/empact.home.nsf>





平成 22 年度前期技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成 22 年度前期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付	平成 22 年 4 月 5 日 (月) から 4 月 16 日 (金) まで 沖縄県職業能力開発協会 〒 900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp	
実技試験	問題公表	平成 22 年 6 月 1 日 (火)
	実施	平成 22 年 6 月 7 日 (月) から 8 月 15 日 (日) まで★ 平成 22 年 6 月 7 日 (月) から 9 月 12 日 (日) まで
学科試験	平成 22 年 7 月 25 日 (日) ★ 8 月 22 日 (日)、8 月 29 日 (日)、9 月 1 日 (水)、9 月 5 日 (日)	
合格発表	平成 22 年 8 月 27 日 (金) ★ 平成 22 年 10 月 1 日 (金)	

★写真を除く 3 級職種が対象

実施職種

1・2 級 (26 職種 38 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	畳製作	畳製作作業
造園	造園工事作業	防水施工	ウレタン系塗膜防水工事作業
機械加工	普通旋盤作業		アクリル系塗膜防水工事作業
	フライス盤作業		シーリング防水工事作業
建築板金	内外装板金作業		FRP 防水工事作業
	ダクト板金作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
工場板金	打出し板金作業		鋼製下地工事作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業		ボード仕上げ工事作業
建設機械整備	建設機械整備作業	熱絶縁施工	保温保冷工事作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
家具製作	家具手加工作業	表装	壁装作業
建具製作	木製建具手加工作業	塗装	木工塗装作業
印刷	オフセット印刷作業		建築塗装作業
石材施工	石張り作業	広告美術仕上げ	金属塗装作業
	石積み作業		広告面ペイント仕上げ作業
とび	とび作業	写真	広告面粘着シート仕上げ作業
左官	左官作業		肖像写真銀塩作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	写真	肖像写真デジタル作業
タイル張り	タイル張り作業		フラワー装飾

3 級 (7 職種 10 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
園芸装飾	室内園芸装飾作業	機械保全	機械系保全作業
造園	造園工事作業		電気系保全作業
機械加工	普通旋盤作業	左官	左官作業
	フライス盤作業	写真	肖像写真作業
	マシニングセンタ作業	フラワー装飾	フラワー装飾作業

単一等級 (3 職種 3 作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカ-工事作業	産業洗浄	高圧洗浄作業
塗料調色	調色作業		

※路面標示施工は学科試験のみ実施



「平成 22 年度前期技能五輪沖縄県予選大会」 参加希望選手募集!

受付期間：平成 22 年 4 月 5 日 (月) ~ 4 月 16 日 (金)

青年技能者が技能レベル日本一を競う技能五輪全国大会 (平成 22 年 10 月予定) の沖縄県予選大会の参加希望選手を募集します。



第 47 回技能五輪全国大会
(フラワー装飾作業)

1 競技職種

普通旋盤作業 木製建具手加工作業
タイル張り作業 婦人子供注文服製作作業
左官作業 広告面ペイント仕上げ作業
家具手加工作業 フラワー装飾作業

2 競技日程

競技課題公表 平成 22 年 6 月 1 日 (火)
競技日 平成 22 年 6 月 7 日 (月) ~ 9 月 12 日 (日) ※期間中で、競技ごとに定められた日

3 参加資格

昭和 62 年 1 月 1 日以降に生まれた者 (23 歳以下)
※学歴、実務経験年数の制限なし

4 選抜の方法

当該職種に係る技能検定 2 級の実技試験課題により競技を行う。

5 参加手数料

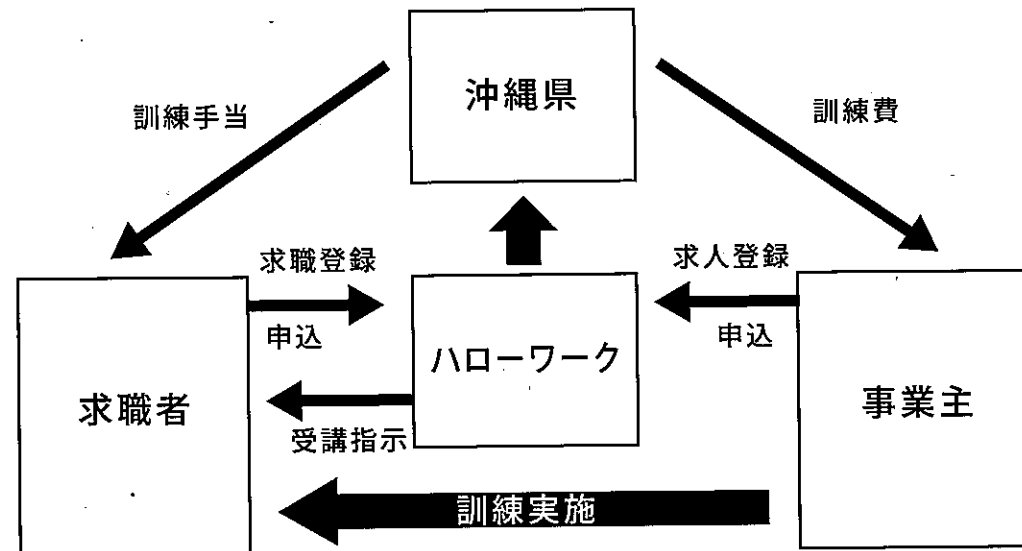
16,500 円 (但し、婦人子供注文服製作作業は 15,400 円)

6 申込、お問い合わせ先

沖縄県職業能力開発協会
〒 900-0036 那覇市西 3 丁目 14 番 1 号
(TEL) 098-862-4278 (URL) <http://www.oki-vada.or.jp/>

職場適応訓練のご案内

沖縄県では、障害者等の一般的に就職が困難な方が、事業所で実際の業務作業を行って、その作業環境に適応しやすくし、訓練後に引き続き雇用されるよう、職場適応訓練を行っています。



受託できる事業主

①訓練を行う設備的余裕がある、②適当な指導員がいる、③社会保険等に参加、④労働基準法及び労働安全衛生法を遵守、⑤訓練後に雇用する見込みがある、の条件を満たす事務所の事業主

対象求職者

3 障害者、若年者 (30 歳未満)、中高年者 (45 歳以上)、母子家庭の母等で、ハローワークの所長が受講を指示する者

訓練期間

6 ヶ月 (重度障害者は 1 年) 以内

訓練費

事業主へ訓練生 1 人につき月額 24,000 円 (重度障害者は月額 25,000 円) を支給

訓練手当

訓練生へ月額 106,000 円程度を支給

訓練にご協力いただける事業所の方は

- ◆お問い合わせ・ご相談は、沖縄県雇用労政課又は最寄りのハローワークへ
- ◆お申し込みは、最寄りのハローワークへ

【電話】

県雇用労政課	098-866-2366	
ハローワーク那覇	098-866-8609	ハローワーク沖縄 098-939-3200
ハローワーク名護	0980-52-2810	ハローワーク宮古 0980-72-3329
ハローワーク八重山	0980-82-2327	

沖縄県求職者 総合支援センター

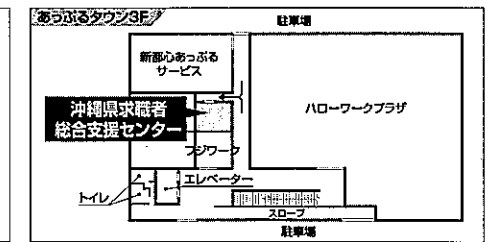
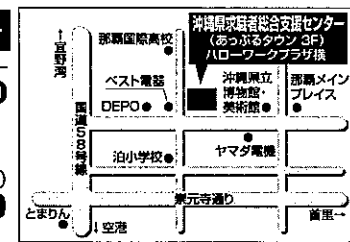
相談無料

対象となる方 住宅支援・生活支援を必要としている求職者の方
(住宅を喪失、もしくはその恐れのある方)

センターとハローワークとの連携により、生活相談と就職相談を一体的に実施し、求職者に対する総合的な就職・生活支援を行います。

上記のような事項に関して、情報提供だけでなく、書類作成の支援や相談、関係機関・窓口への連絡などを行います。

沖縄県求職者総合支援センター
開所時間
(月～金曜日) 9:00～19:00
(土曜日) 9:00～12:30
那覇市おもろまち3-3-1
あつがるタウン3F (ハローワークプラザ隣)
電話:098-988-3220
FAX:098-988-3226



※本事業は、沖縄県緊急雇用創出事業臨時特別基金を活用した事業です。

退職手当について**相談内容**

私は、30人の従業員を抱える会社に社員として13年勤続してまいりましたが、先日、「一身上の都合」により退職しました。その際、会社の人事担当者に「退職金」について聞きましたら「退職金の支払いはない」という返事でした。私の場合、本当に退職金は貰えないのでしょうか。

相談回答

退職手当の支払いについては、労働基準法上、使用者の当然の義務とはなっていません。

退職金の支払いが使用者の義務となり、従業員の権利（請求権）となるのは、労働契約、就業規則または労働協約等に退職手当に関する定めが必要になります。

退職手当が請求できるかどうかは、労働契約で退職手当の約束があるか、就業規則に手当の定めがあるか、または、会社に労働組合がある場合はその組合と使用者との間で退職手当についての取り決め、すなわち労働協約の定めがあるかを調べてみる必要があります。

上記の労働契約、就業規則、または労働協約にその定めがある場合はその定めに従って計算され、定められた時期までに（請求が必要な場合は請求により）支払われることになります。また、定めが無い場合は、使用者に支払い義務がなく、従業員には請求する権利（請求権）がないことになります。

貴方が勤務していた会社は、従業員が30人ということですから会社は当然「就業規則」を作成しなければなりません。会社にその有無を確認してみるのがよいと思います。

就業規則は法律に従い会社の所在地を管轄する労働基準監督署に届け出ることになっていますのでそこで確かめることもできます。

なお、これら上記の事項に退職手当の取り決め等がなくても、過去に退職された方々等に退職手当に近い形の金品が支給され、それが慣習となっている場合は、「既得権」として請求できることは否定できません。これらの相談には県庁の「労政女性就業センター」で対応しているので活用して下さい。

参考

退職金は、通常、算定基礎賃金に勤続年数別の支給率を乗じて計算されるので、一般に「賃金の後払い」と性格づけられています。しかし、他方では功労報奨的性格もあわせもっており、また、退職後の生活を保障すべきものとされています。

お問い合わせ先

沖縄県労政・女性就業センター
〒900-0036 那覇市西 3-11-1 (沖縄県三重城合同庁舎 5階)
TEL: 0120-610-223・(098) 941-4750
FAX: (098) 863-1787

争議行為の「予告通知」及び「発生届出」について

今回は、争議行為の「予告通知」及び「発生届出」についてご紹介します

争議行為の予告通知

労使間に紛争が発生した場合、双方が自主的に話し合いで解決することが望ましいのですが、やむを得ずストライキやロックアウト（作業所閉鎖）等といった争議行為に及ぶことがあります。

公益事業において争議行為を行う場合、当事者である労働組合または使用者は、少なくとも争議行為が行われる日の10日前までに、労働委員会と知事にそのことを通知しなければなりません（労働関係調整法第37条）。例えば、争議行為を行う日が4月13日とすれば、4月2日までに労働委員会と知事に通知することになります。

公益事業とは（労働関係調整法第8条）

- ①運輸事業 ②郵便、信書便又は電気通信の事業 ③水道、電気又はガスの供給の事業
- ④医療又は公衆衛生の事業

争議行為が2箇所以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題に係るものであるときには、中央労働委員会と厚生労働大臣に通知することになっています（労働関係調整法施行令第10条の4第1項）。

予告通知を行う際には、次の事項を記入してください。

- (1) 通知者の名称、事業所所在地、代表者役職氏名、電話番号 (2) 争議行為を行う目的
- (3) 争議行為を行う日時 (4) 争議行為を行う場所 (5) 争議行為の概要 (6) 団体交渉の経過等

なお、電子申請を行う場合は、沖縄県ホームページ (<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>) の「電子申請（eおきなわポータル）」から行ってください。

争議行為の予告は、公益事業における抜打争議を禁止し、あらかじめ争議行為が行われることを公衆に知らせ、突然の争議行為による一般社会の日常生活への影響を最小限にすることを趣旨としています。

なお、予告通知をせずに争議行為を行ったときは、10万円以下の罰金に処せられることがあります（労働関係調整法第39条）。

争議行為の発生届出

争議行為が発生したときには、事業の種類にかかわらずその当事者は直ちにその旨を労働委員会又は知事に届け出なければなりません（労働関係調整法第9条）。

この届出の趣旨は、労働委員会は労働争議の解決を任務としていること、又県知事は労働行政の担当者として調停の請求を行う場合もあるなど常に労働争議に関する情勢を的確に把握しておく必要があるためです。

争議行為を届け出る場合、口頭又は電話その他適宜の方法で行ってください。

☆☆ 事務局から一言 ☆☆

「争議行為の予告通知」「争議行為の発生届出」について何か疑問等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先：沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）
TEL: 098-866-2551 FAX: 098-866-2554
ホームページ：インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県) %	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H17=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
平成 11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	101.5	100.3
21年 1月	33,137	283,982	11,831	90,488	51	7.6	30,519	9,958	0.33	1,637	101.9	100.7
2月	32,006	284,146	11,763	99,451	52	7.8	32,511	10,809	0.33	1,946	101.8	100.4
3月	31,608	279,780	11,952	99,197	54	8.2	34,775	11,526	0.33	2,662	101.8	100.7
4月	32,223	287,734	11,848	99,366	50	7.6	37,804	10,170	0.27	2,260	101.7	100.8
5月	32,123	284,551	11,882	102,824	58	8.6	37,379	9,315	0.25	1,956	101.4	100.6
6月	32,113	286,338	11,974	102,132	50	7.5	37,034	9,598	0.26	2,029	101.3	100.4
7月	32,047	285,943	12,087	105,466	45	6.6	36,529	9,420	0.26	1,961	101.1	100.1
8月	32,020	284,990	12,047	105,292	51	7.5	35,472	9,742	0.27	1,935	101.7	100.4
9月	31,972	283,935	12,081	104,364	51	7.7	35,101	9,682	0.28	2,028	101.9	100.4
10月	31,916	283,402	12,133	105,271	47	7.1	35,159	10,202	0.29	2,174	101.5	100.0
11月	31,845	286,137	12,220	103,615	50	7.5	33,964	9,614	0.28	1,867	101.2	99.8
12月	31,809	283,612	12,275	107,661	45	6.8	32,292	8,792	0.27	1,743	101.0	99.6

資料出所 県統計課 沖縄労働局 県統計課

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成 11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
21年 1月	141.2	145.8	130.7	137.7	10.5	8.1	308,230	249,004	293,636	248,387	14,594	617
2月	143.5	149.1	133.4	138.2	10.1	10.9	292,957	241,771	289,008	239,772	3,949	1,999
3月	145.3	155.8	135.0	143.9	10.3	11.9	301,623	244,334	288,010	242,302	13,613	2,032
4月	152.4	156.3	141.7	146.3	10.7	10.0	299,064	244,109	290,619	242,062	8,445	2,047
5月	140.4	147.9	130.2	137.4	10.2	10.5	296,908	250,730	285,894	237,652	11,014	13,078
6月	152.6	156.0	142.3	145.8	10.3	10.2	513,651	417,452	287,970	242,450	225,681	175,002
7月	154.7	157.2	143.9	147.2	10.8	10.0	405,749	279,839	288,002	241,144	117,747	38,695
8月	144.5	152.8	133.9	143.1	10.6	9.7	299,397	257,497	287,510	242,961	11,887	14,536
9月	147.1	147.8	136.0	138.2	11.1	9.6	293,436	243,113	287,977	239,929	5,459	3,184
10月	149.7	152.7	138.0	142.7	11.7	10.0	295,889	240,399	289,525	240,154	6,364	245
11月	149.7	149.7	137.9	139.6	11.8	10.1	311,172	239,366	289,405	238,655	21,767	711
12月	148.0	150.5	135.9	140.0	12.1	10.5	655,229	498,141	289,841	239,053	365,388	259,088

資料出所 県統計課

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」109号 (琉球労働から通巻183号)

2010年3月31日発行

編集・発行 / 沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL (098) 866-2366
 FAX (098) 866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

発行人 / 湧川盛順
 印刷所 / 赤道印刷舎
 〒904-2245 うるま市字赤道247-9
 TEL (098) 973-3383
 FAX (098) 973-0878